## ○高圧ガス製造施設等変更届(冷凍則)

## 根拠法令

法第14条第4号 冷凍則第18条

## 適用

- 1. 製造施設の位置、構造、設備の変更(軽微な変更の工事を除く) する場合
- 2. 製造する高圧ガスの種類を変更する場合
- 3. 製造方法を変更する場合

## 必要書類(あらかじめ届出)

- 1. 高圧ガス製造施設等変更届書(冷凍則様式第6)
- 2. 変更明細書(記載すべき事項及び添付すべき図面) 〈留意事項〉(1)~(5)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
  - (1) 製造の目的
  - (2) 製造設備の種類
  - (3) 1日の冷凍能力
  - (4) 圧縮機の性能
  - (5) 法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
  - (添付すべき書面又は図面)
    - ①事業所全体平面図
    - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
    - ③フローシート又は配管図
    - ④高圧ガス製造施設配置図
    - ⑤機器等一覧表
    - ⑥冷凍能力の計算書
    - ⑦高圧ガス設備(特定設備,指定設備及び大臣認定品を除く。)の強度計算書
    - ⑧冷媒設備気密性性能試験成績書及び耐圧性能試験成績書(配管を除く。)に対応する 事項(指定設備にあっては、指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会 が行う試験に合格したものにあっては、当該試験に合格した旨の証明書)の写し
    - ⑨上記①~⑧に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び 第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
    - ※変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑨のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類の添付すること。
- 3. 届出手続きの権限を示す委任状(代表者以外の者が届出手続きを行う場合)